令和２年２月２５日

第１回廿日市市議会議案説明書

（第１回定例会）

廿　日　市　市

第１回廿日市市議会議案説明書目次

報告第　１　号　専決処分事項の報告について　……１
報告第　２　号　専決処分事項の報告について　……３
報告第　３　号　専決処分事項の報告について　……５
報告第　４　号　専決処分事項の報告について　……７
議案第１３号　市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例　……９
議案第１４号　廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場設置及び管理条例　……１１
議案第１５号　廿日市市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例　……１５
議案第１６号　職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例　……１７
議案第１７号　昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例　……１９
議案第１８号　廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例　……２１
議案第１９号　廿日市市漁港管理条例の一部を改正する条例　……２３
議案第２０号　廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例　……２５
議案第２１号　廿日市市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例　……２７
議案第２２号　廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例　……２９
議案第２３号　廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例　……３１
議案第２４号　廿日市市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例　……３３

議案第２５号　廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例　……３５
議案第２６号　廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例　……３７
議案第２７号　廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例等の一部を改正する条例　……３９
議案第２８号　廿日市市手数料条例の一部を改正する条例　……４１
議案第２９号　廿日市市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例　……４３
議案第３０号　廿日市市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例　……４５
議案第４２号　過疎地域自立促進計画の変更について　……４７
議案第４３号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて　……４９
議案第４４号　市道路線の認定及び廃止について　……５１
議案第４５号　大竹市の市道路線の認定に関する承諾について　……５５
議案第４６号　財産の取得について　……５７
議案第４７号　廿日市市監査委員の選任の同意について　……５９
議案第４８号　廿日市市公平委員会委員の選任の同意について　……６１
諮問第　１　号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて　……６３

（報告第１号）

専決処分事項の報告について

（工事請負契約の変更について）

（契　　約　　課）

１　専決処分した理由

平成２９年議案第５２号により契約を締結することについて議決を得た佐伯・吉和・宮島地域防災行政無線（同報系）設備更新工事の請負契約については、工事内容の一部変更に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要が生じたので、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分したものである。

２　専決処分の内容

現 請 負 金 額	変 更 請 負 金 額	減　　少　　額
740,367,300円	722,010,240円	18,357,060円

３　専決処分年月日

令和２年２月３日

４　根拠法令

(1)　地方自治法

第１８０条　普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

②　前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2)　市長の専決処分事項

第３号　議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第６号）第２条の規定により議会の議決を得た契約について、請負金額の増額又は減額が当該請負金額の１００分の５を超えない変更契約を締結すること。

（報告第２号）

専決処分事項の報告について

（損害賠償の額を定めることについて）

（地 域 政 策 課）

１　専決処分した理由

令和元年１２月２３日佐伯支所の職員が介護認定業務のため、公用車を運転して廿日市市栗栖地内の国道１８６号を吉和方面に走行中、橋上（悪谷上橋）の路面凍結によりスリップした際に、道路に設置してあるスノーポール併用型デリネーターと接触し、同デリネーターに損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分したものである。

２　専決処分の内容

損害賠償額　８２，５００円

債　権　者　広　　島　　県

広島県知事　湯　﨑　英　彦

３　専決処分年月日

令和２年１月３１日

４　根拠法令

(1)　地方自治法

第１８０条　普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

②　前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2)　市長の専決処分事項

第４号　１件５０万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を

決定すること。

5　参照法令

民法

第７１５条　ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

（報告第３号）

専決処分事項の報告について

（損害賠償の額を定めることについて）

（健 康 推 進 課）

１　専決処分した理由

令和元年８月１２日廿日市市休日・夜間急患診療所の職員が、夜間診療業務のため、廿日市市休日・夜間急患診療所において、鎮痛解熱剤を投与しようとした際、誤って血圧降下剤を投与し、患者が診療を要することとなった。

この医療過誤による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分したものである。

２　専決処分の内容

損害賠償額　１９，７４８円

３　専決処分年月日

令和元年１２月２３日

４　根拠法令

報告第２号説明書に同じ。

５　参照法令

報告第２号説明書に同じ。

（報告第４号）

専決処分事項の報告について

（損害賠償の額を定めることについて）

（健 康 推 進 課）

１　専決処分した理由

令和元年８月１２日廿日市市休日・夜間急患診療所の職員が、夜間診療業務のため、廿日市市休日・夜間急患診療所において、鎮痛解熱剤を投与しようとした際、誤って血圧降下剤を投与し、患者が診療を要することとなった。

この医療過誤による患者の治療費について後期高齢者医療給付を行った広島県後期高齢者医療広域連合に対し、高齢者の医療の確保に関する法律第５８条第１項の規定により、市が当該治療費の支払の債務を負うこととなったため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分したものである。

２　専決処分の内容

損害賠償額　６，２５５円

債　権　者　広島市中区東白島町１９番４９号

広島県後期高齢者医療広域連合

広域連合長　平　谷　祐　宏

３　専決処分年月日

令和２年２月６日

４　根拠法令

報告第２号説明書に同じ。

５　参照法令

(1)　民法

第７１５条　ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意

をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

(2)　高齢者の医療の確保に関する法律

第５８条　後期高齢者医療広域連合は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、後期高齢者医療給付（前条第２項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。）を行つたときは、その後期高齢者医療給付の価額（当該後期高齢者医療給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額。次条第１項において同じ。）の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

（議案第１３号）

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

（人　事　課）

１　制定の理由

地方自治法の一部が改正され、市長等が賠償の責任を負う額から一部を免れさせる旨を条例で定めることができることとされたことを踏まえ、市長等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めようとするものである。

２　条例の内容

(1)　市長等が市に対して負う損害賠償責任については、市長等がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、最低責任負担額を控除して得た額についてその責任を免れる。

(2)　(1)の最低責任負担額は、市長等の一部手当を除く給与の１会計年度当たりの額に相当する額に、次に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額とする。

ア　市長　６

イ　副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員　４

ウ　公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は消防長　２

エ　イ及びウに該当する職員以外の職員　１

３　施行期日

令和２年４月１日

４　根拠法令

地方自治法

第２４３条の２　普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の

職員（次条第３項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

（議案第１４号）

廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場設置及び管理条例

（観　光　課）

１　制定の理由

瀬戸内海国立公園極楽寺山に隣接した豊かな自然環境を利活用することにより、自然と親しみ、広域的な交流等を促進することを目的に、廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場を設置し、その管理に関して必要な事項を定めようとするものである。

２　条例の内容

(1)　名称及び位置

ア　名称　廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場

イ　位置　廿日市市原２２１０番地

(2)　業務

ア　幅広い世代に自然とふれあえる環境を提供すること。

イ　広域的な交流及び地域活性の促進に関すること。

ウ　アルカディアビレッジ多目的広場の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(3)　使用時間等

区　分		使　用　時　間
広場	宿泊	９時から翌日の１７時まで
	日帰り	９時から１７時まで
多目的スペース		９時から１７時まで
体育館		９時から１７時まで
炉付きサイト	宿泊	１５時から翌日の１０時まで
	日帰り	１０時から１５時まで
浴室		１０時から２０時まで

(4)　施設等の使用料

区　分				単　位	使　用　料
広場		宿泊	幼児	１人１泊につき	２００円
			小学校児童		４００円
			その他１２歳以上の者		８００円
多目的スペース				１回４時間以内	２，０００円
				４時間を超えて１時間までごとに	５００円
体育館		専用使用		１時間までごとに	２，０００円
炉付きサイト	基本額	宿泊		１サイトにつき	２，０００円
		日帰り			１，０００円
	加算額	宿泊	幼児	１人１泊につき	２００円
			小学校児童		４００円
			その他１２歳以上の者		８００円
		日帰り	幼児	１人１回につき	１００円
			小学校児童		２００円
			その他１２歳以上の者		４００円
浴室				３０分までごとに	１，０００円
シャワー				１人１回につき	１００円
その他の設備・物品等					市長が定める額

(5)　指定管理者による管理等

アルカディアビレッジ多目的広場の管理は、地方自治法第２４４条

の２第３項の規定により、指定管理者に行わせるものとする。

(6)　指定管理者の指定

市長は、指定管理者の指定に係る申請書が提出されたときは、市長が定める基準によって申請の内容を総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

(7)　指定管理者が行う業務

ア　２の(２)に掲げる業務

イ　使用の許可に関する業務

ウ　使用料の徴収に関する業務

エ　施設、設備及び物品の維持管理に関する業務

オ　アルカディアビレッジ多目的広場の運営に関して市長が必要と認める業務

３　施行期日

公布の日から起算して７月を超えない範囲内において規則で定める日

４　根拠法令

地方自治法

第２２５条　普通地方公共団体は、第２３８条の４第７項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第２２８条　分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

第２４４条の２　普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

③　普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第２４４条の４において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

④　前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

（議案第１５号）

廿日市市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例

（農 林 水 産 課）

1　制定の理由

森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てるため、廿日市市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置しようとするものである。

2　基金の内容

(1)　積立金の額

基金として積み立てる額は、予算で定める。

(2)　管理の方法

ア　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

イ　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(3)　処分ができる場合

基金は、設置の目的に従い、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(4)　運用益金

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(5)　繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

3　施行期日

公布の日

４　根拠法令

地方自治法

第２４１条　普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

⑧　第２項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

（議案第１６号）

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

（人　事　課）

１　提案の要旨

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の服務の宣誓について、任命権者が別段の定めをすることができることとしようとするものである。

２　施行期日

令和２年４月１日

３　根拠法令

地方公務員法

第３１条　職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

（議案第１７号）

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例

（人事課
観光課
監査委員）

１　提案の要旨

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、次のとおり関係条例の規定の整理を行おうとするものである。

条例名	内容
(1)　昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例	引用条項を整理する。
(2)　廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例	
(3)　廿日市市監査委員条例	

２　施行期日

令和２年４月１日

（議案第１８号）

廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例

（市　　民　　課）

１　提案の要旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、意思能力を有する者については印鑑の登録ができるようにするなどの改正を行おうとするものである。

２　施行期日

公布の日

３　根拠法令

地方自治法

第１４条　普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第２条第２項の事務に関し、条例を制定することができる。

（議案第１９号）

廿日市市漁港管理条例の一部を改正する条例

（農 林 水 産 課）

１　提案の要旨

漁港漁場整備法に規定する模範漁港管理規程例の一部が改正されたことに伴い、漁港施設の占用許可の有効期間の上限を次のとおり延長する改正をしようとするものである。

現　　行	改　正　案
１月（工作物の設置を目的とする占用にあっては、３年）	１０年

２　施行期日

令和２年４月１日

３　根拠法令

漁港漁場整備法

第２６条　漁港管理者は、漁港管理規程を定め、これに従い、適正に、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理をする責めに任ずるほか、漁港の発展のために必要な調査研究及び統計資料の作成を行うものとする。

第３４条　漁港管理規程においては、政令で定めるところにより、当該漁港管理者の管理する漁港施設の維持、保全及び運営その他当該漁港の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（議案第２０号）

廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

（福 祉 総 務 課）

１　提案の要旨

廿日市市総合健康福祉センターの使用者の利便性の向上を図ることを目的に、健康増進室１及び健康増進室２を一体的に使用できるよう次のとおり専用使用する場合の使用料の額を定めようとするものである。

区　　分	基　本　使　用　料					
	午　前	午　後	夜　間	午前・午後	午後・夜間	１　日
	9 時から 12 時 30 分まで	13 時から 17 時まで	17 時 30 分から 21 時 30 分まで	9 時から 17 時まで	13 時から 21 時 30 分まで	9 時から 21 時 30 分まで
健康増進室１及び健康増進室２	2,280 円	2,600 円	2,600 円	5,220 円	5,550 円	8,150 円

２　施行期日

令和２年４月１日

３　根拠法令

地方自治法

第２２５条　普通地方公共団体は、第２３８条の４第７項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第２２８条　分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

第２４４条の２　普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

（議案第２１号）

廿日市市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例

（こ　ど　も　課）

１　改正の理由

子育て世帯が暮らしやすく、住み続けられるための子育て支援を拡充することを目的に、医療費の支給を受けることができる者の所得制限を廃止し、通院に係る医療費の支給について、支給対象者を拡大するなどの改正を行おうとするものである。

２　改正の内容

(1)　医療費の支給を受けることができる者の所得制限を廃止する。

(2)　子どもの通院に係る医療費の支給について、支給対象者を現行の小学３年生までから小学６年生までに拡大する。

(3)　乳幼児等医療費の名称をこども医療費に改める。

(4)　その他必要な規定の整理を行う。

３　施行期日

令和２年８月１日

４　根拠法令

議案第１８号説明書に同じ。

（議案第２２号）

廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（こ　ど　も　課）

１　提案の要旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、次のとおり利用者負担額等に関する規定を改正しようとするものである。

(1)　利用者負担額

特定教育・保育に係る利用者負担額を支払う保護者を満３歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にいる子どもの保護者とする。

(2)　食事の提供に要する費用の取扱い

小学校就学前子どもに関する副食の提供に要する費用について、次に掲げる者に要する費用を除き、実費徴収とする。

ア　世帯の市町村民税所得割合算額が７７，１０１円未満である１号認定の子どもに対する副食の提供

イ　世帯の市町村民税所得割合算額が５７，７００円未満である２号認定の子どもに対する副食の提供

ウ　要保護者が属する世帯の市町村民税所得割合算額が７７，１０１円未満である２号認定の子どもに対する副食の提供

エ　１号認定で、同一世帯に小学校第３学年修了前の子どもが３人以上いる場合の第３子以降の子どもに対する副食の提供

オ　２号認定で、同一世帯に小学校就学前の子どもが３人以上いる場合の第３子以降の子どもに対する副食の提供

(3)　特定地域型保育事業の連携施設の確保に係る経過措置の延長等

特例保育所型事業所内保育事業者以外の特定地域型保育事業者の連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を５年間から１０年間に延長する。

(4)　その他必要な規定の整理

2　施行期日

公布の日

3　根拠法令

子ども・子育て支援法

第３４条

②　特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この款において同じ。）を提供しなければならない。

第４６条

②　特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

（議案第２３号）

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（保　　険　　課）

１　改正の理由

広島県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険税の資産割額を廃止し、所得割額の税率を改定しようとするものである。

２　改正の内容

(1)　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額を廃止し、所得割額の税率を次のとおり改める。

区　　分	現　　行	改 正 案
所 得 割 額 の 税 率	100 分の 6.1	100 分の 6.7

(2)　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額を廃止し、所得割額の税率を次のとおり改める。

区　　分	現　　行	改 正 案
所 得 割 額 の 税 率	100 分の 1.9	100 分の 2.2

(3)　国民健康保険の被保険者のうち、４０歳以上６５歳未満の被保険者に係る介護納付金課税額の資産割額を廃止し、所得割額の税率を次のとおり改める。

区　　分	現　　行	改 正 案
所 得 割 額 の 税 率	100 分の 1.8	100 分の 1.9

３　施行期日

令和２年４月１日

４　根拠法令

地方税法

第３条　地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

（議案第２４号）

廿日市市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

（保　　険　　課）

１　提案の要旨

広島県の重度心身障害者医療費公費負担事業において、医療費の支給に係る所得制限の特例が設けられることに伴い、人工呼吸器等装着者であって特別な事情があると市長が認めたものについて、重度心身障害者医療費の支給に係る所得制限を適用しないこととするなどの改正を行おうとするものである。

２　施行期日

令和２年４月１日

３　根拠法令

議案第１８号説明書に同じ。

（議案第２５号）

廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

（維 持 管 理 課）

１　改正の理由

自転車駐車場内に放置された自転車等に対する必要な措置及び当該措置に要する費用の徴収について定めようとするものである。

２　改正の内容

(1)　放置自転車等に対する措置

ア　市長は、自転車駐車場内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を適切な場所に移動するよう命ずることができることとする。

イ　市長は、アの命令を受けた自転車等の利用者等が、当該自転車等を規則で定める期間を経過してもなお放置していると認められるときは、当該自転車等を移送することができることとする。

(2)　費用の徴収

市長は、自転車等を移送したときは、当該措置に要した費用として、次に掲げる額を当該自転車等の利用者等から徴収する。

ア　自転車　１台につき１，６８０円

イ　原動機付自転車　１台につき２，２４０円

ウ　自動二輪車　１台につき２，８００円

(3)　移送後の措置

ア　市長は、自転車等を移送した場合は、その旨を公示するとともに、当該自転車等の利用者等の確認に努め、当該自転車等の利用者等に対して速やかに引き取るよう通知するものとする。

イ　市長は、アの通知をした後、なお利用者等の現れない自転車等及び移送した自転車等で利用者等が不明のものについては、アの公示をした日から規則で定める期間保管した後、処分することができる

ことする。

３　施行期日

令和２年６月１日

４　根拠法令

地方自治法

第２２８条　分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

第２４４条の２　普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

（議案第２６号）

廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例

（住 宅 政 策 課）

１　提案の要旨

中小原住宅を新宮原住宅に統合し、建て替えたことに伴い、次のとおり改正しようとするものである。

(1)　中小原住宅の廃止により、同市営住宅の名称及び位置を削除する。

(2)　新宮原住宅の位置を次のとおり変更する。

現　　行	改　正　案
廿日市市津田１８２１番地４及び１８４３番地１	廿日市市津田１８４３番地１

２　施行期日

令和２年４月１日

３　根拠法令

(1)　地方自治法

第２４４条の２　普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(2)　公営住宅法

第４８条　事業主体は、この法律で定めるもののほか、公営住宅及び共同施設の管理について必要な事項を条例で定めなければならない。

（議案第２７号）

廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例等の一部を改正する条例

（住 宅 政 策 課）

1　改正の理由

単身高齢者等の増加を踏まえ、市営住宅等への入居の円滑化を図ることを目的に、市営住宅等への入居手続の要件を緩和するとともに、民法の一部が改正され、債権関係の規定が見直しされたことに伴い、必要な規定の整理などを行おうとするものである。

2　改正の内容

(1)　市営住宅等への入居の際に連帯保証人を要しないこととする。

(2)　入居者が家賃等を支払わないときは、市は敷金をその未履行の債務の弁済に充てることができることとする。

(3)　不正行為等により入居した者に対する請求額の算定に利用する利率を年５分の固定制から変動制に改定された法定利率の割合に改める。

(4)　その他必要な規定の整理を行う。

3　施行期日

令和２年４月１日

4　根拠法令

議案第２６号説明書に同じ。

（議案第２８号）

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

（建 築 指 導 課）

1　改正の理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部が改正され、低炭素建築物新築等計画の認定、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物のエネルギー消費性能の認定の審査において、簡易な省エネ性能の評価方法が導入されたことに伴い、当該認定事務に係る手数料の額を改定するなどの改正を行おうとするものである。

2　改正の内容

(1)　低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料の額の算定方法の追加

ア　共同住宅等の全体について認定を受けようとする場合で、共用部分を計算しない数値による評価により認定を受けようとするときは、共用部分の手数料の額は加算しないこととする。

イ　共同住宅等、非住宅及び工場等を有する複合建築物の全体について認定を受けようとする場合で、共用部分を計算しない数値による評価により認定を受けようとするときは、共用部分の手数料の額は加算しないこととする。

(2)　建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料の額の算定方法の追加

ア　共同住宅等の全体について認定を受けようとする場合で、共用部分を計算しない数値による評価により認定を受けようとするときは、住戸の部分のみの床面積の合計面積に応じた区分により手数料の額を算定することとする。

イ　複合建築物の全体について認定を受けようとする場合で、共同住宅等の共用部分を計算しない数値による評価により認定を受けようとするときは、住戸の部分のみの床面積の合計面積に応じた区分により手数料の額を算定することとする。

(3)　建築物のエネルギー消費性能の認定に係る手数料の額の算定方法及び手数料の額の追加

ア　共同住宅等の全体について認定を受けようとする場合で、共用部分を計算しない数値による評価により認定を受けようとするときは、住戸の部分のみの床面積の合計面積に応じた区分により手数料の額を算定することとする。

イ　複合建築物の全体について認定を受けようとする場合で、共同住宅等の共用部分を計算しない数値による評価により認定を受けようとするときは、住戸の部分のみの床面積の合計面積に応じた区分により手数料の額を算定することとする。

ウ　戸建て住宅又は共同住宅等の全体について認定を受けようとする場合で、国土交通大臣が定めるモデル住宅基準又はモデル共同住宅基準に適合するときの手数料の額は、床面積の合計面積に応じて１万８，０００円から１７万円までの範囲内で定める額とする。

(4)　その他必要な規定の整理を行う。

３　施行期日

公布の日

４　根拠法令

地方自治法

第２２７条　普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第２２８条　分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

（議案第２９号）

廿日市市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例

（都 市 計 画 課）

１　改正の理由

文化財保護法の一部が改正され、国が伝統的建造物群保存地区の保存計画を保存活用計画に変更する方針を示したことに伴い、本市における伝統的建造物群保存地区の保存計画について、当該保存地区の保存に加えて活用に関する事項についても定める計画とする改正を行おうとするものである。

２　改正の内容

(1)　伝統的建造物群保存地区の保存計画について、当該計画の名称を保存活用計画に改める。

(2)　保存活用計画に定める事項として、保存地区の保存及び活用のために必要な事業計画に関する事項を加える。

３　施行期日

公布の日

４　根拠法令

文化財保護法

第１４３条　市町村は、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第５条又は第５条の２の規定により指定された都市計画区域又は準都市計画区域内においては、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、市町村は、条例で、当該地区の保存のため、政令の定める基準に従い必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のため必要な措置を定めるものとする。

（議案第３０号）

廿日市市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

（農 業 委 員 会）

１　提案の要旨

区域内の農地面積の減少に伴い、農地利用最適化推進委員の定数を次のように改正しようとするものである。

現　　行	改　　正　　案	改正による減員数
１３人	１２人	１人

２　施行期日

令和２年７月２０日

３　根拠法令

農業委員会等に関する法律

第１８条

②　推進委員の定数は、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化の状況その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。

（議案第４２号）

過疎地域自立促進計画の変更について

（経 営 政 策 課）

１　変更の理由

過疎地域の自立促進に寄与する目的で、林道整備事業、吉和魅惑の里管理運営事業、道路整備事業、吉和支所複合施設整備事業、宮島一般廃棄物最終処分場整備事業及び宮島地域拠点施設整備事業を過疎地域自立促進計画に加えるため、当該計画を変更しようとするものである。

２　変更の内容

(1)　産業の振興の計画に林道整備事業（小川線及び大向長者原線）及び吉和魅惑の里管理運営事業を加える。

(2)　交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の計画に道路整備事業（市垣内細井原線、田尻細井原線及び大元多々良線）及び吉和支所複合施設整備事業を加える。

(3)　生活環境の整備の計画に宮島一般廃棄物最終処分場整備事業を加える。

(4)　教育の振興の計画に吉和支所複合施設整備事業及び宮島地域拠点施設整備事業（旧山本邸復元）を加える。

３　根拠法令

過疎地域自立促進特別措置法

第６条　過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）を定めることができる。

⑦　第１項及び前３項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

（議案第４３号）

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて

（経営政策課）

１　提案の要旨

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律で規定する辺地に該当する浅原辺地において、同法により公共的施設を整備するため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めようとするものである。

２　総合整備計画の内容

(1)　辺地の概況

ア　辺地を構成する町又は字の名称　廿日市市浅原

イ　地区の中心の位置　廿日市市浅原２６１４番地１

(2)　公共的施設の整備計画

ア　計画期間　令和２年度

イ　整備施設及び事業費

（単位：千円）

施設名	事業費	辺地対策事業債の予定額
林道 （林道池の谷線丈ノ口橋）		
補修設計	４，０００	４，０００
補修工事	１７，０００	１７，０００
合計	２１，０００	２１，０００

３　根拠法令

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

第３条　この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な

整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

（議案第４４号）

市道路線の認定及び廃止について

（維 持 管 理 課）

１　提案の要旨

(1)　市道路線の認定

開発行為により設置した新設道路などを、次のとおり市道路線に認定する。

認定する路線		認定の理由
番号	路線名	
５８３	洞雲寺１号線	事業計画のある道路の整備により既存道路の起点及び終点の変更が必要となったため
７７３	総合病院西側線	事業計画のある道路の整備により既存道路の終点の変更が必要となったため
１３６１	野坂１６号線	開発行為により設置した新設道路を市道とするため
１４３２	東岡迫１号線	
１４３３	第３末森線	
２２２０	峠行免線	寄附を受けた新設道路を市道とするため
４４６７	丸石１０号線	事業計画のある道路の整備により既存道路の終点の変更が必要となったため

４６７２	原ノ前９号線	開発行為により設置した新設道路を市道とするため
４６７３	丸石１６号線	事業計画のある新設道路を市道とするため

(2)　市道路線の廃止

(1)の新たな市道路線の認定に伴い、路線が重複する市道路線を次のとおり廃止する。

廃止する路線		廃止の理由
番号	路線名	
５８３	洞雲寺１号線	路線が重複することとなるため
７７３	総合病院西側線	
１３６１	野坂１６号線	
４４６７	丸石１０号線	

２　根拠法令

道路法

第８条　第３条第４号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

②　市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第１０条　都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

③　第７条第２項から第８項まで及び前条の規定は前２項の規定による

都道府県道の路線の廃止又は変更について、第８条第２項から第５項まで及び前条の規定は前２項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

認定路線図1

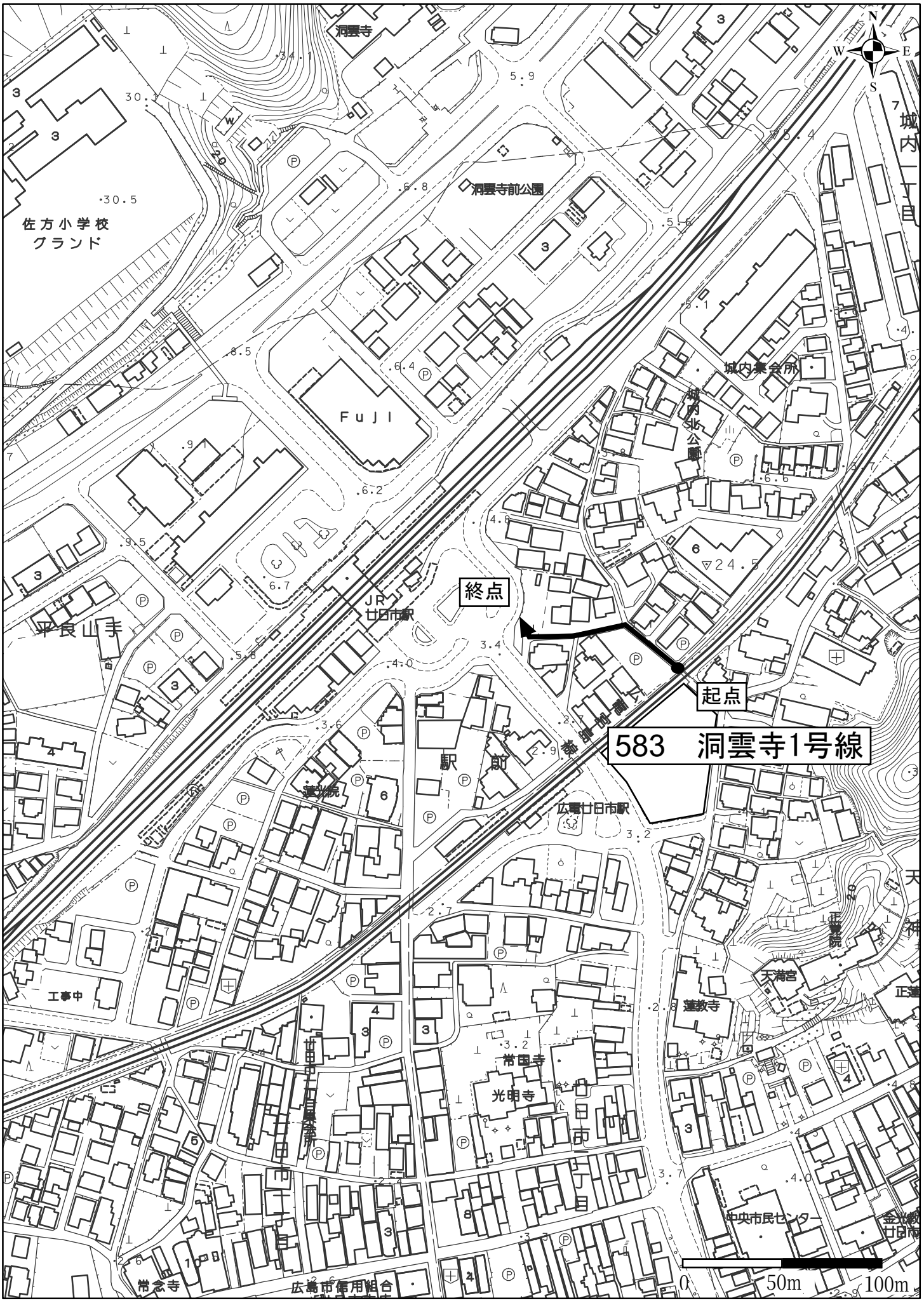
洞雲寺
洞雲寺前公園
佐方小学校
グランド
Fuji
城内集会所
城内北公園
JR
廿日市駅
終点
起点
583　洞雲寺1号線
平良山手
駅前
広電廿日市駅
工事中
常国寺
光明寺
蓮教寺
天満宮
正覚院
中央市民センター
常念寺
広島市信用組合
0
50m
100m

認定路線図2

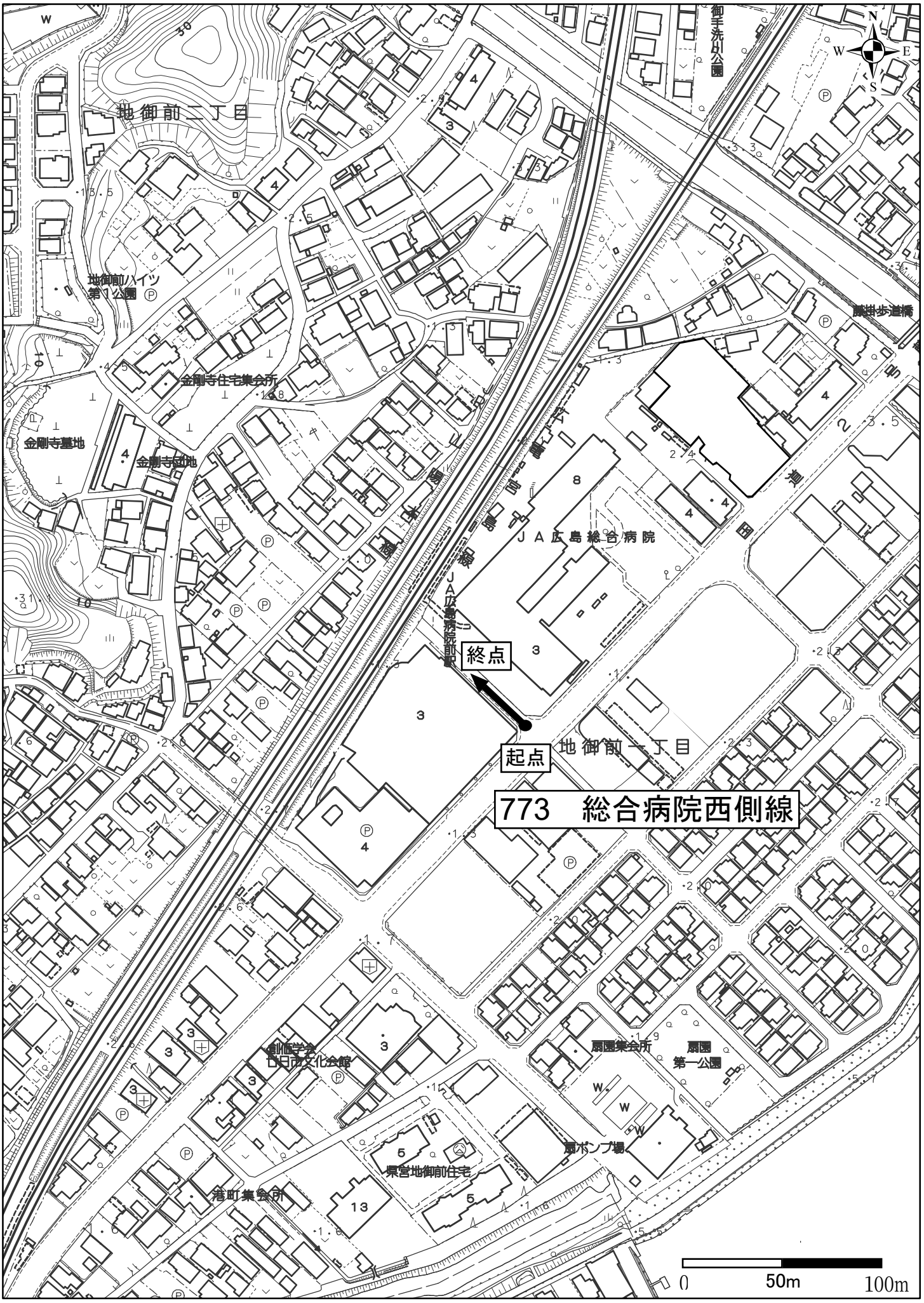
773　総合病院西側線
起点
終点
地御前二丁目
地御前一丁目
御手洗川公園
地御前ハイツ
第1公園
金剛寺住宅集会所
金剛寺墓地
金剛寺団地
藤掛歩道橋
ＪＡ広島総合病院
ＪＡ広島病院前駅
創価学会
広島文化会館
県営地御前住宅
港町集会所
周園集会所
周園
第一公園
周ポンプ場
0
50m
100m

認定路線図3

1361　野坂16号線
起点
終点
野坂住宅
野坂住宅集会所
調整池
御前北
地御前キラキラ公園
地御前北三丁目
野坂第2公園
野坂団地
汚水処理場
地御前第2トンネル
地御前第3トンネル
0
50m
100m

認定路線図4

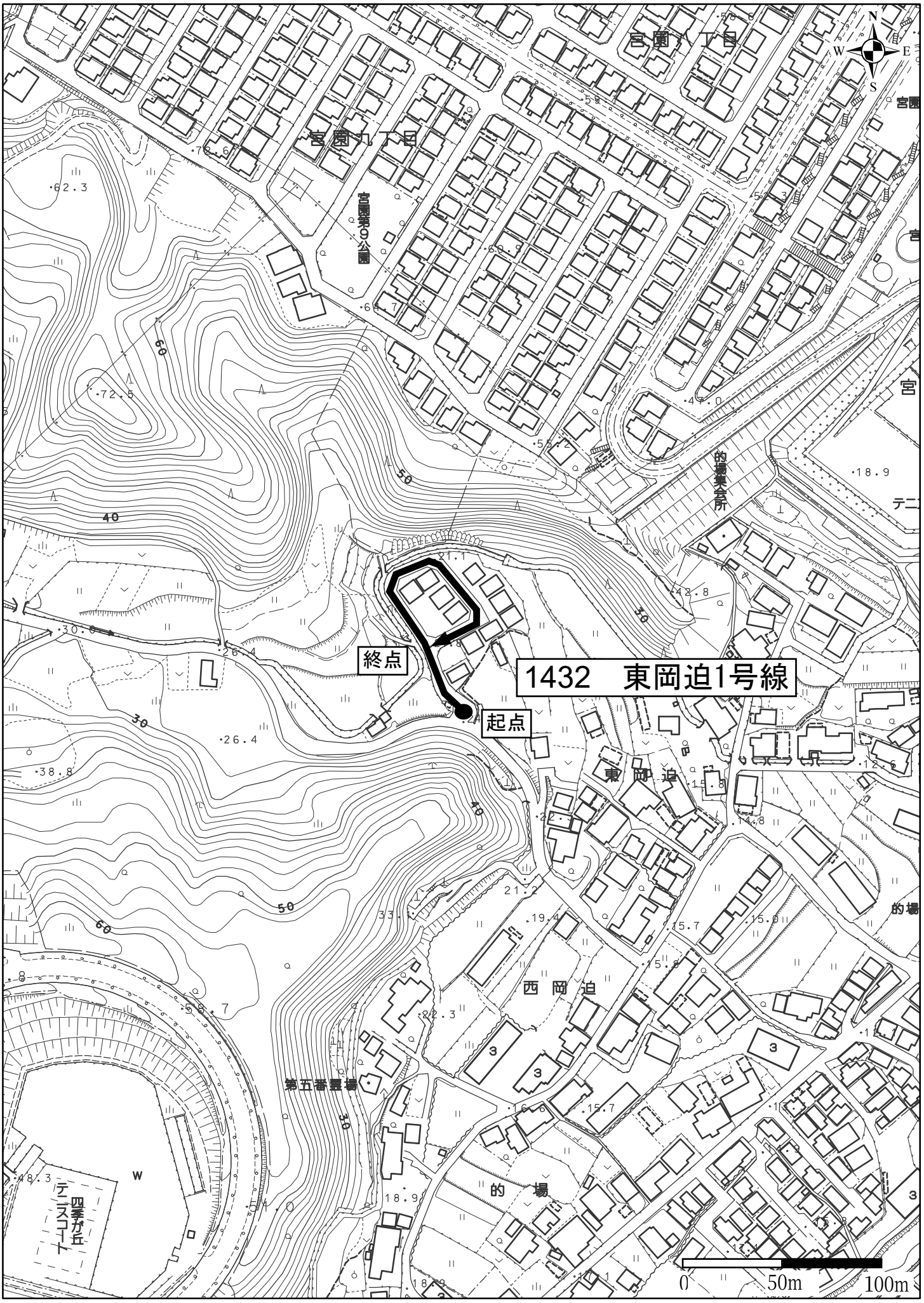
1432　東岡迫1号線
起点
終点
宮園八丁目
宮園九丁目
宮園第9公園
的場集会所
東岡迫
西岡迫
的場
第五番置場
四季が丘テニスコート
0
50m
100m

認定路線図5

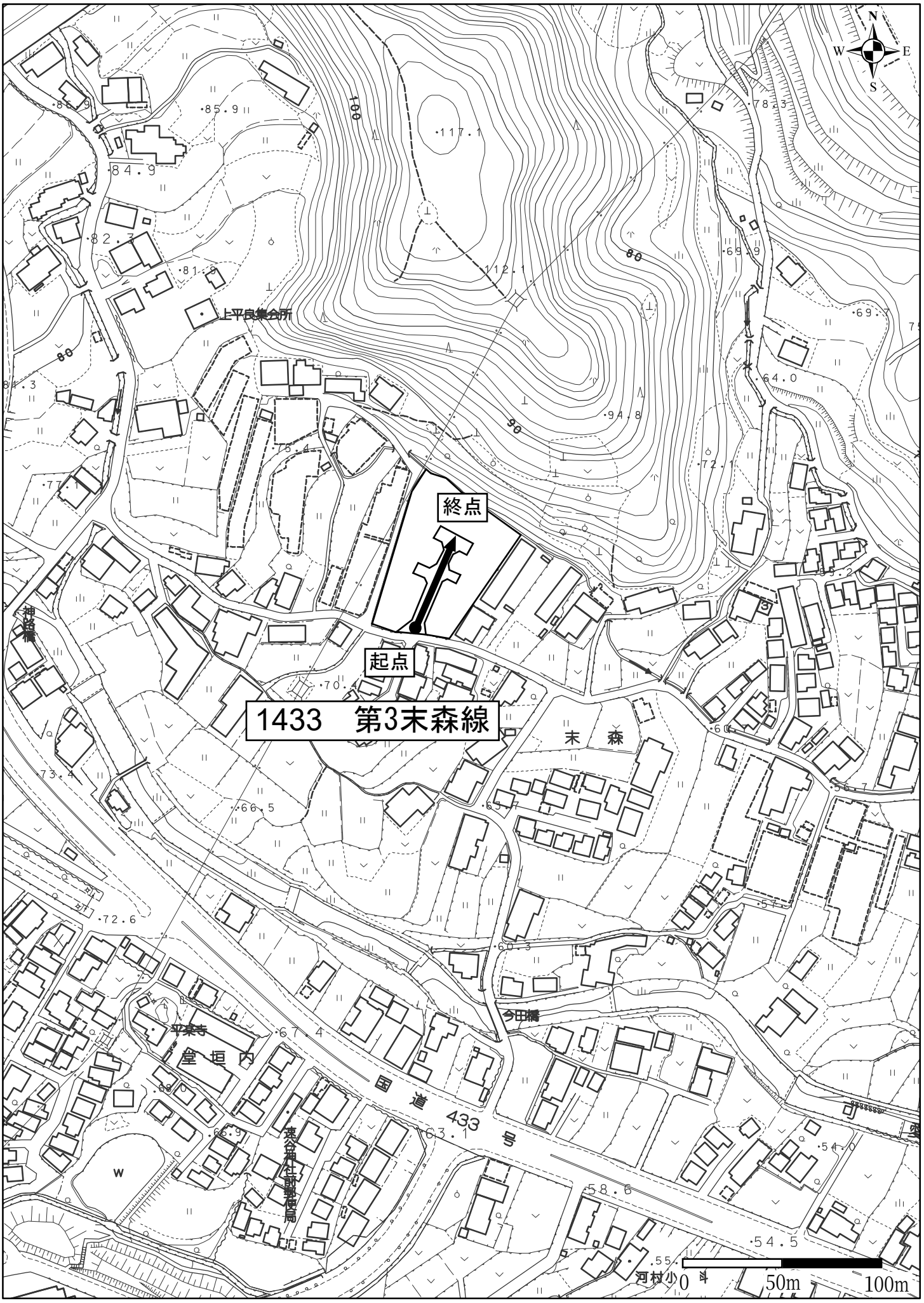
N
W
E
S
終点
起点
1433　第3末森線
上平良集会所
神路橋
末　森
今田橋
平楽寺
堂　垣　内
国　道　433　号
速谷神社前郵便局
河村小
0
50m
100m

認定路線図６

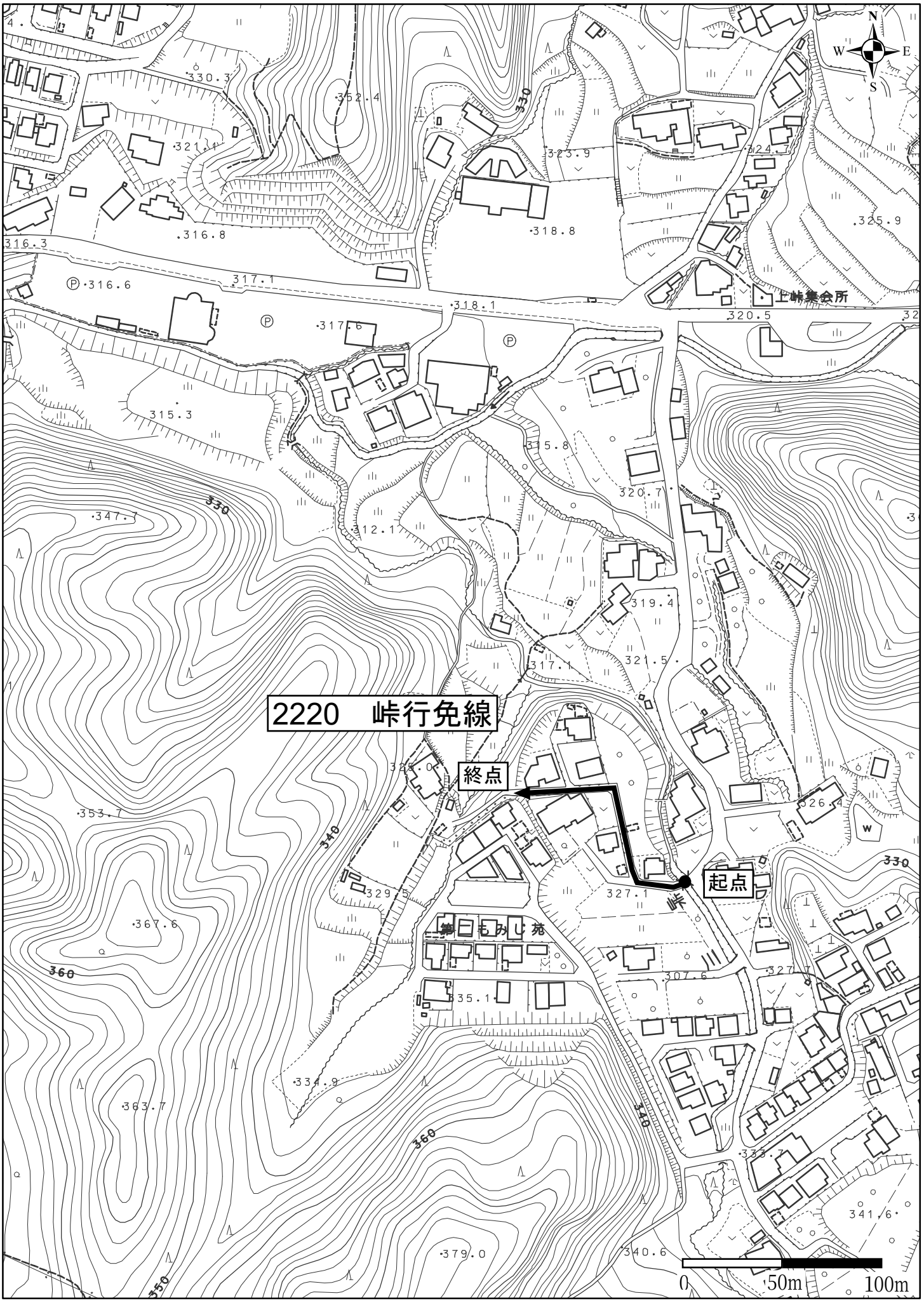

認定路線図７

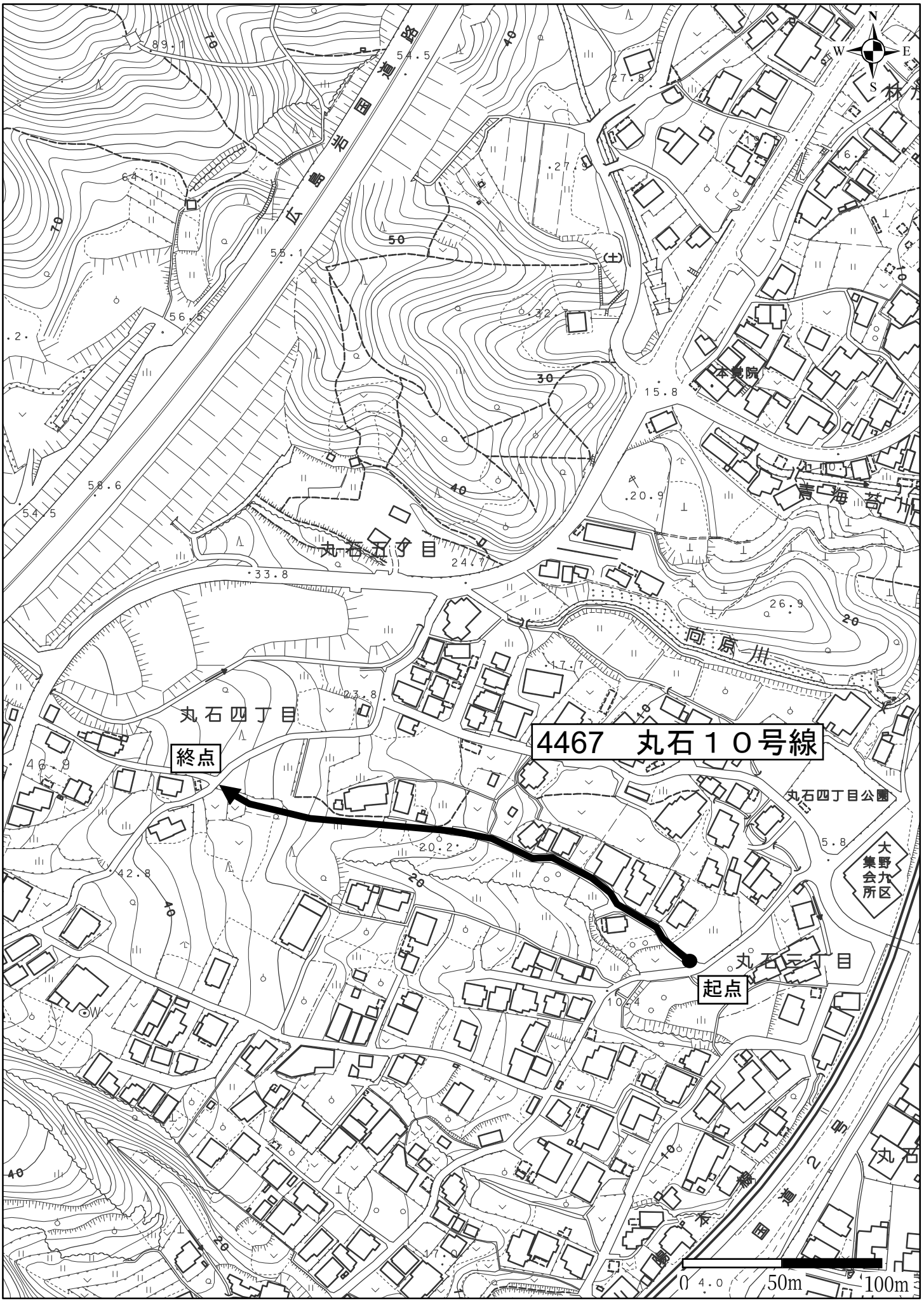
4467　丸石１０号線
起点
終点
丸石五丁目
丸石四丁目
丸石三丁目
丸石四丁目公園
向原川
青海苔川
本覚院
大集野会九所区
広島呉線
国道２号
0 50m 100m

認定路線図８

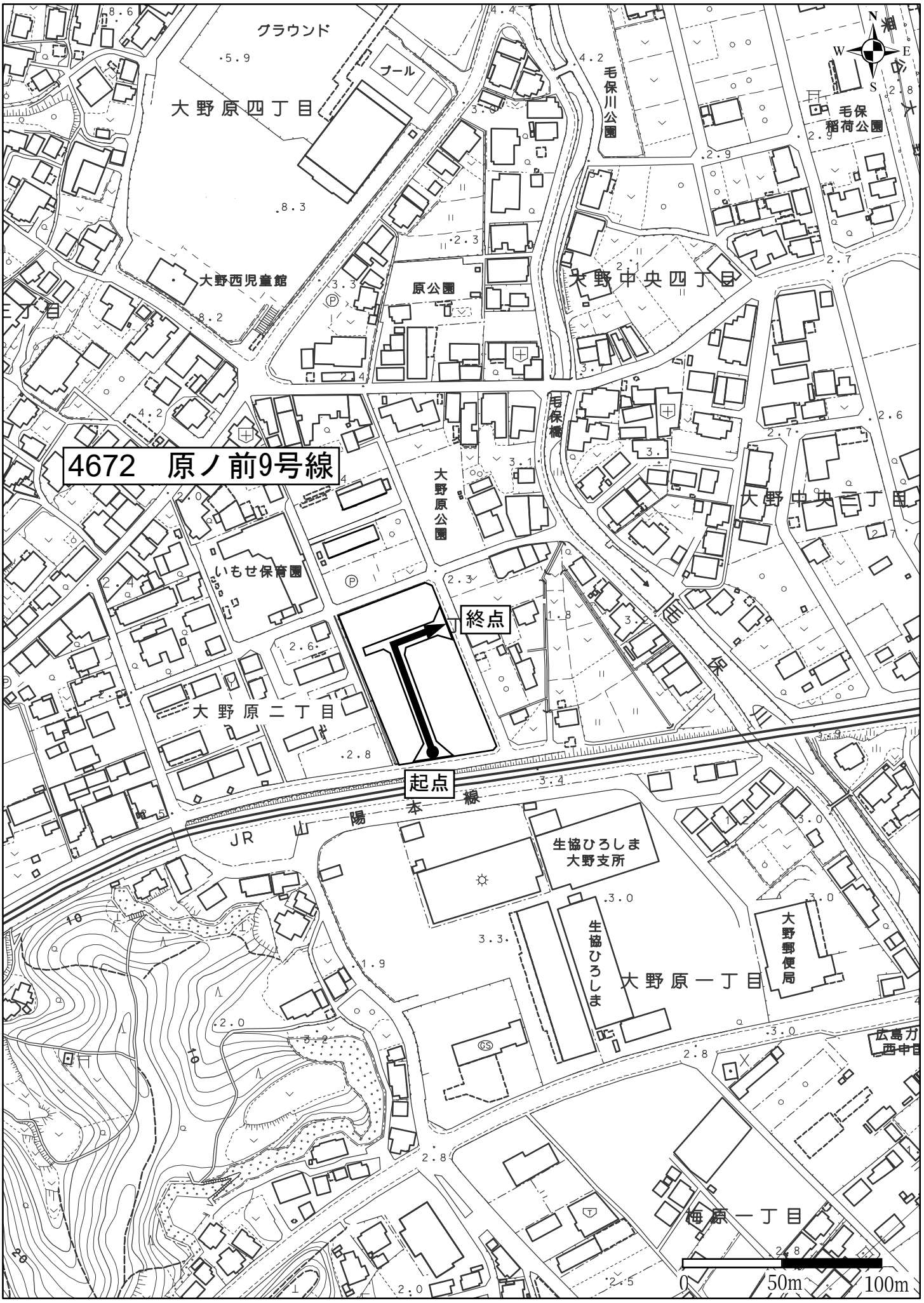
4672　原ノ前9号線
起点
終点
グラウンド
プール
大野原四丁目
大野西児童館
原公園
大野原公園
毛保川公園
毛保稲荷公園
毛保橋
大野中央四丁目
大野中央二丁目
いもせ保育園
大野原二丁目
JR山陽本線
生協ひろしま大野支所
生協ひろしま
大野郵便局
大野原一丁目
梅原一丁目
N
W
E
S
0
50m
100m

認定路線図９

N
W
E
S
片浜公園
丸石一丁目
4673　丸石16号線
瀬戸内海区水産研究所
終点
起点
宮浜中継ポンプ場
サントリー広場
0
50m
100m

廃止路線図1

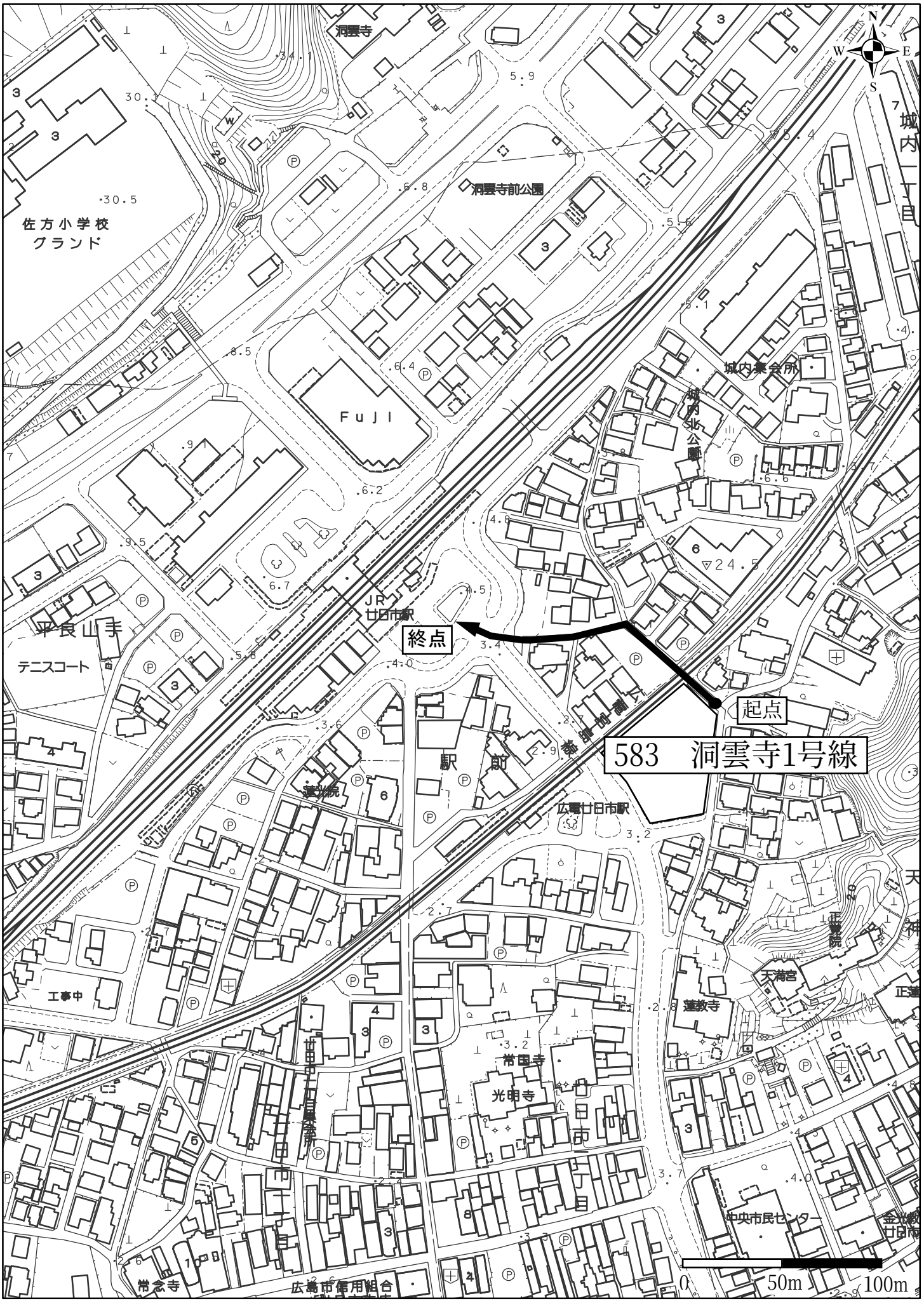
洞雲寺
洞雲寺前公園
佐方小学校
グランド
Fuji
城内集会所
城内北公園
JR
廿日市駅
終点
起点
583　洞雲寺1号線
平良山手
テニスコート
駅前
参道商店街
広電廿日市駅
工事中
常国寺
光明寺
蓮教寺
天満宮
正覚院
中央市民センター
常念寺
広島市信用組合
0
50m
100m

廃止路線図2

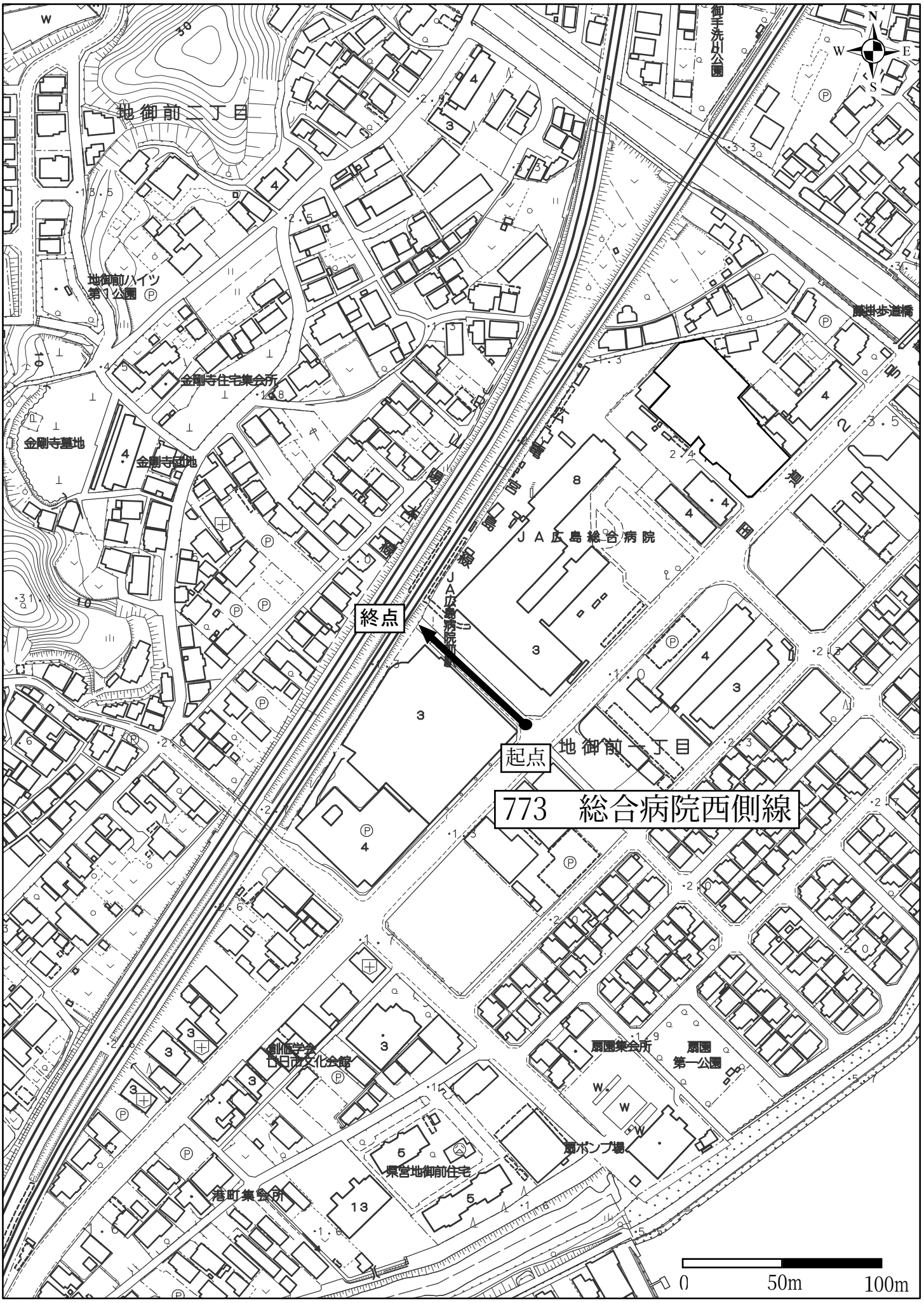
773　総合病院西側線
起点
終点
地御前二丁目
地御前一丁目
御手洗川公園
地御前ハイツ
第1公園
金剛寺住宅集会所
金剛寺墓地
金剛寺団地
藤掛歩道橋
JA広島総合病院
JA広島病院前
創価学会
広島文化会館
県営地御前住宅
港町集会所
周園集会所
周園
第一公園
周ポンプ場
0
50m
100m

廃止路線図3

1361　野坂16号線
起点
終点
野坂住宅
野坂住宅集会所
調整池
御前北
地御前キラキラ公園
地御前北三丁目
野坂第2公園
野坂団地
汚水処理場
地御前第2トンネル
地御前第3トンネル
0
50m
100m

廃止路線図４

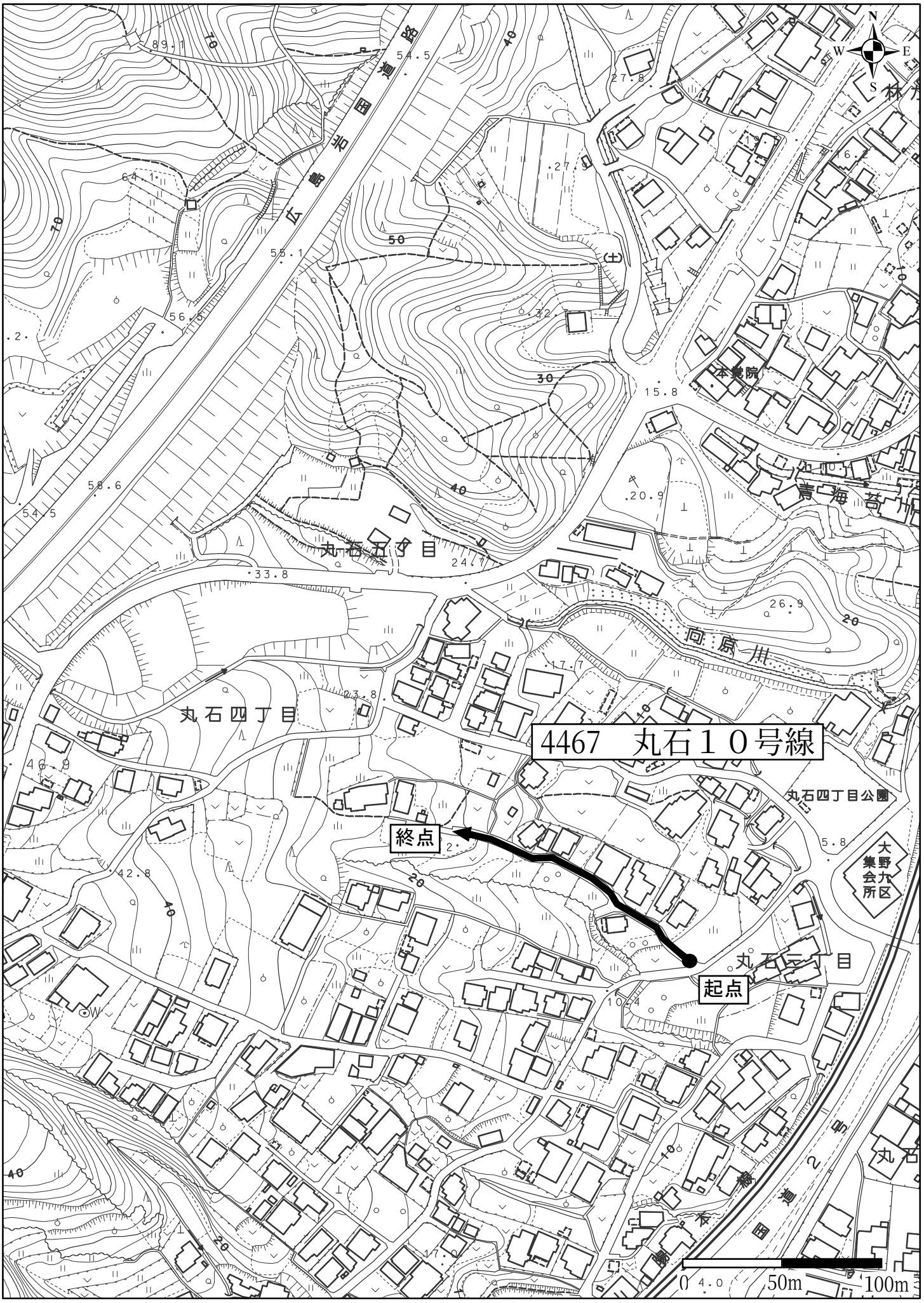
4467　丸石１０号線
終点
起点
丸石五丁目
丸石四丁目
丸石三丁目
丸石四丁目公園
向原川
青海苔川
本覚院
大集野会九所区
広島呉線
国道２号
0 50m 100m

（議案第４５号）

大竹市の市道路線の認定に関する承諾について

（維 持 管 理 課）

１　提案の要旨

本市の区域内に大竹市が市道の路線を認定することを次のとおり承諾しようとするものである。

番　号	認 定 路 線 名	承　諾　の　内　容
６００６	松ケ原６号線	広島県が実施する治山事業の工事用道路として拡幅整備された道路について、廿日市市の区域を含む市道の認定をすることについて承諾する。

２　根拠法令

道路法

第８条

③　市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。

④　前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。

⑤　前項の承諾があつた場合においては、地方自治法第２４４条の３第１項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。

認定路線図

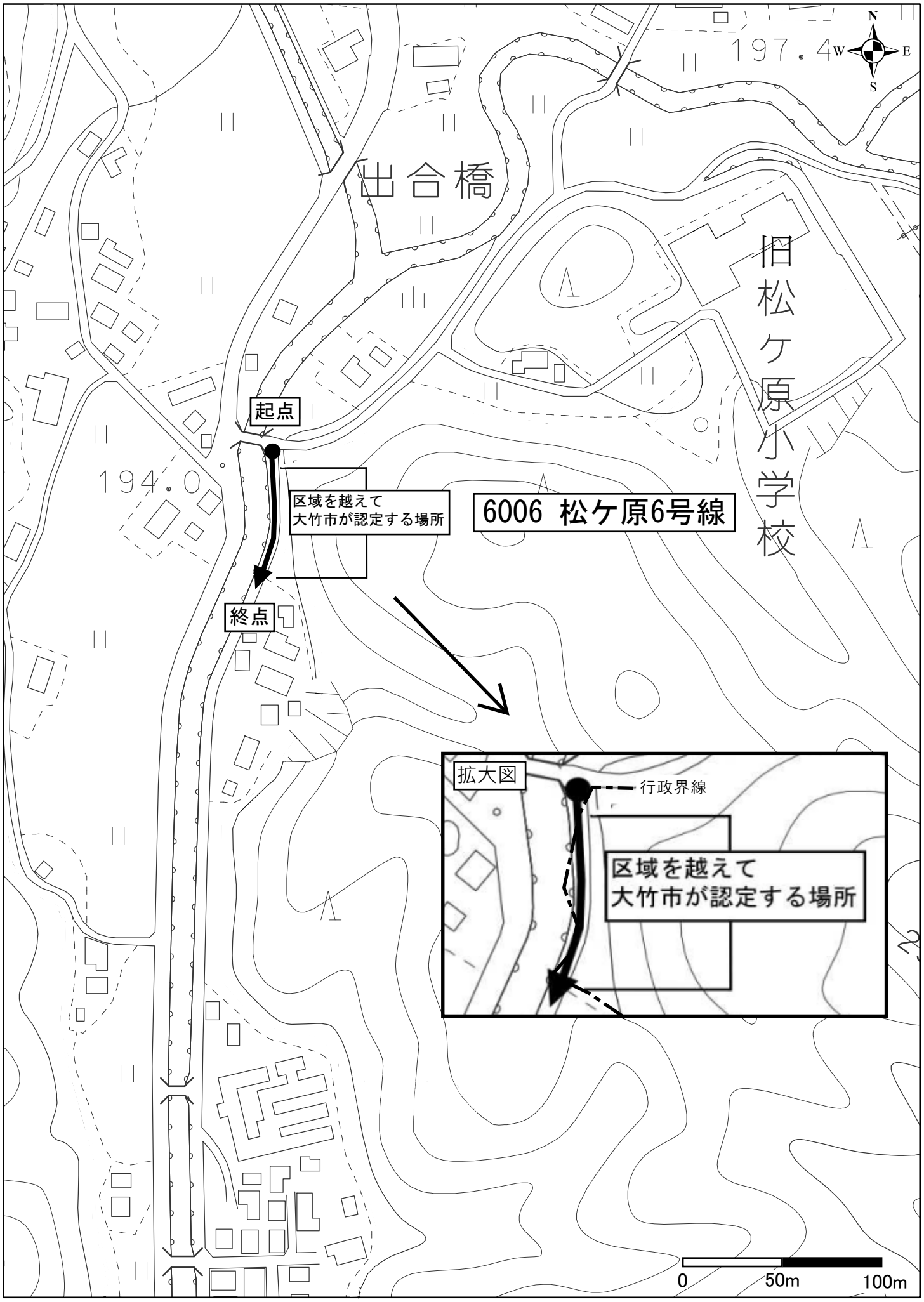
N
W
E
S
197.4
出合橋
旧松ケ原小学校
起点
194.0
区域を越えて
大竹市が認定する場所
6006 松ケ原6号線
終点
拡大図
行政界線
区域を越えて
大竹市が認定する場所
0
50m
100m

（議案第４６号）

財産の取得について

（教 育 委 員 会）

１　提案の要旨

廿日市市立の小学校１７校に整備する図書を買い入れようとするものである。

２　取得する財産

品　名　令和２年度使用小学校教師用教科書・指導書等

数　量　教科書　２，４２９冊

指導書　２，４４５冊

掛　図　　３３０冊

３　取得価格　４３，５８４，００１円

４　相 手 方　廿日市市大東１２番１５号

株式会社　秦政書店

代表取締役　秦　　博　則

５　根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第３条　地方自治法第９６条第１項第８号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格２，０００万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、１件５，０００平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

（議案第４７号）

廿日市市監査委員の選任の同意について

（人　事　課）

１　提案の要旨

(1)　識見を有する者のうちから選任された横山泉委員は、令和２年３月３１日をもって任期が満了するので、その後任委員を選任しようとするものである。

(2)　後任委員

横　山　　泉（再任）

(3)　現在の委員は、次のとおりである。

横　山　　泉

小　泉　敏　信

２　根拠法令

地方自治法

第１９６条　監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

（議案第４８号）

廿日市市公平委員会委員の選任の同意について

（人　　事　　課）

１　提案の要旨

(1)　院去幹雄委員は、令和２年３月３１日をもって任期が満了するので、その後任委員を選任しようとするものである。

(2)　後任委員

大　和　耕　一（新任）

(3)　現在の委員は、次のとおりである。

水　中　誠　三

院　去　幹　雄

青　木　晴　美

２　根拠法令

地方公務員法

第９条の２

②　委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

（諮問第１号）

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

（人権・男女共同推進課）

１　提案の要旨

(1)　松浦伸二委員は、令和２年６月３０日をもって任期が満了するので、その後任委員を推薦しようとするものである。

(2)　後任委員

松　浦　伸　二（再任）

(3)　現在の委員は、次のとおりである。

西　本　タツ子
市　里　尚　弘
兒　玉　宣　明
原　　いち代
前　田　幸　子
新　居　克　己
青　木　敬　子
佐々木　三　郎
正　留　律　雄
白　築　京　子
梅　本　光　子
西　田　弘　展
増　田　　育
松　浦　伸　二
山　本　紀　枝
河　野　和　夫
下　桶　博　美

２　根拠法令

人権擁護委員法

第６条

③　市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。